

在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係

日中民間交渉における「三団体方式」を中心として

大澤武司

はじめに

戦後、日本はサンフランシスコ講和条約締結によって独立を達成し、資本主義諸陣営の一員として国際社会に復帰することを選択した。国共内戦に勝利して中国大陆の支配を確立した中華人民共和国中央人民政府（以下、人民政府と略す）はこれに強く反発したが、日華平和条約締結によって日本政府が米国の中国封じ込め戦略の一端を担うようになる、いかに日本を中立化させるかにその対日政策を移行させていった⁽¹⁾。1954年以降、ジュネーブ会議やバンドン会議などに象徴される国際的な緊張緩和を背景に、人民政府は「平和五原則」に基づいて人民外交を展開するが⁽²⁾、その過程において実施された対日和平攻勢の具体的戦略が「積み上げ」と評された民間交流の推進であった。

周知の通り、この「積み上げ」による日中民間交流に関しては、民間貿易協定締結を軸とした経済交流の展開過程を中心にこれまで研究が進められてきた⁽³⁾。そのため、従来の研究では本稿が対象とする在華邦人引揚交渉を軸とする人道問題をめぐる日中民間交渉は断片的に記録されるにとどまり、副次的な位置を与えられるに過ぎなかった。これに対して筆者は、この民間交渉が日本側民間三団体（日本赤十字社、日中友好協会及び日本平和連絡委員会）によって一貫して行われたという継続性と、それが戦後日中関係に与えた影響の広範性に鑑み、これを戦後日中民間交流の主要な類型として「人道交流」という枠組で捉えようと試みる⁽⁴⁾。確認するまでもなく、この「人道交流」は日華平和条約締結によってその機会を失った日本と人民政府との間の実質的な戦後処理の実施過程でもあり、日本人「戦犯」問題をはじめとする数多くの複雑な問題を含むものである。この「人道交流」の範疇に属するものとしてはこれまでもいくつかの事例研究が行われているが⁽⁵⁾、その中心的存在であった三団体の内部対立や日本政府との関係、さらには「三団体方式」と日本政府との矛盾が頂点に達する天津協定締結交渉（1956年6月）の具体的過程に言及したものはなく、また、三団体が締結した一連の民間協定を「積み上げ」という側面から検討した研究は存在しなかった。

本稿の目的は以下に集約される。それは筆者が提示する「人道交流」という分析枠組による戦後初期の日中関係の展開過程の確認であり、人道問題の解決を建前としてこの

民間交渉に積極的に関与した日本政府の対中国接近とその挫折の過程の検証であり、さらには戦後における在華邦人引揚交渉に関する質的評価の検討である。特に最後の問題は現在も係争中である残留日本婦人・残留孤児問題発生をめぐる日本政府の不作為責任とも関連するものであり、その議論は相当に慎重であることが要請されよう。

「三団体方式」の成立 北京協定締結交渉を中心に

1. 戦後における在華邦人引揚問題の推移

敗戦直後、海外には軍人軍属を含めて約662万余りの邦人がいた。当初、日本政府は戦後も一般邦人を現地に定着させる方針を有していたが、連合軍総司令部（GHQ）指令による日本政府の外交権限の全面停止は現地の混乱を招き、1950年4月末のソ連タス通信による引揚終結宣言までに約624万余りの在外邦人が帰還することとなった⁽⁶⁾。この前期集団引揚の過程においていわゆる「中共地域」（中国共産党軍支配地域）では国共内戦勃発によって多数の残留邦人が発生し、その数は日本政府の推計によると4万名強と考えられていた（ソ連地域は37万余）。そのため、この引揚終結宣言は日本国内の引揚促進運動を高揚させ、日本政府や日本赤十字社は、国連や国際赤十字などを通じた引揚促進運動を展開してゆくこととなった。特に日赤は島津忠承社長を中心に、国際会議において李徳全中国紅十字会会長をはじめとする中国側代表に対して、残留邦人の引揚支援や消息不明者調査の実施を積極的に働きかけたが、肯定的な回答を得るまでには至っていなかった⁽⁷⁾。

しかし、その背後では1952年7月に毛沢東と周恩来によって在華邦人帰国支援事業計画が批准され、これに関係する中国紅十字總會、外交部、公安部及び衛生部などが中央日僑事務委員会を組織していた。さらに同年9月には周恩来の指示に基づいて「在華邦人問題の処理に関する中共中央の決定」及び「在華邦人処理の若干の問題に関する政務院の規定」が採択され、在華一般邦人の帰国希望者に対する帰国支援準備が開始されていたとされている⁽⁸⁾。人民政府がこのような帰国支援準備を開始した背景には、第一次日中民間貿易協定（1952年6月1日）によって開始された民間経済交流を、「人道交流」によって側面支援しようとする意図があったと考えられる。事実、同年11月にはアジア太平洋地域平和会議に出席した巴商事の桜井英雄社長が中国進出口会社との間に最初の貿易協定契約を結んでいたが、日本政府の信用状発行拒否によってその履行が困難な状況に陥るなど、その後の経済交流の進展は芳しいものではなかった。米国や国民政府による干渉や対米関係を顧慮した外務省の反対によって日中貿易再開が危機に瀕していたこの時期に、人民政府が在華邦人引揚交渉を提案したことは、このような状況と無関係ではなからう⁽⁹⁾。

2. 「三団体方式」の成立と日本政府の対応

1952年12月1日、人民政府は新華社を通じて、(1)現在、中国に約3万名の一般邦人及び少数の日本人「戦犯」が存在し、(2)一般邦人については人民政府が帰国支援を行う意向があり、(3)日本側は適当な機関あるいは人民団体が代表を派遣して中国紅十字会とその具体的手続きについて交渉することができる旨を明らかにした(第一次北京放送)¹⁰⁾。

この第一報を受けて、岡崎勝男外務大臣は政府を代表して「万全の措置」を採りたいとしながらも政府間交渉には難色を示していた¹¹⁾。しかし、現場となる外務省では倭島英二アジア局長がこれを「人道上の問題」として、第三国による仲介を模索しながら交渉開始の具体的方法について検討を始め¹²⁾、奥村勝蔵事務次官も人民政府が要求するのであれば政府代表派遣の用意があると示唆していた¹³⁾。在華邦人引揚交渉はその経緯から人民政府による主導が予想されたが、最終的に日本政府は人道問題という見地から積極的に関与することを決定し、インド政府を通じて人民政府への接触を試みていた¹⁴⁾。この動きと並行して日本赤十字社、日中友好協会及び留守家族団体全国協議会(以下、全協と略す)などの民間団体も中国紅十字会に対して積極的な接触を行っていた。この時点ですでに日本政府はこれまで採ってきた「中共地域」渡航希望者に対する「旅券不発給」原則を覆し、日赤や民間代表団に対する旅券発給についても前向きな姿勢を示していた¹⁵⁾。

同月23日、人民政府は日本側代表として日本赤十字社、日中友好協会及び日本平和連絡委員会の民間三団体を指定することを明らかにした(第二次北京放送)¹⁶⁾。日本政府は即座に政府代表の派遣を表明したが、実際には前述のインド政府を通じた接触も何ら進展が見られなかったため、左翼系団体と目されていた日中友好協会及び日本平和連絡委員会に関しても「政府としても代表の性格、思想系統等の点に付、特に今回は目をつむり、之が中共行きを認めることが必要」¹⁷⁾であるとして、この時点で左翼系団体を含んだ民間三団体代表団に対して公用旅券を発給する「心組」であった¹⁸⁾。この間、有田八郎全協会長(元外相)の代表団参加をめくり調整が難航したが、翌1953年1月8日に人民政府が「有田拒否」を明らかにすると(第三次北京放送)¹⁹⁾、民間三団体代表の6名に高良とみ参議院議員(緑風会)を加えた計7名が正式代表に確定した²⁰⁾。これ以降、出発日まで三団体と日本政府との間で北京会議に向けた事前協議が続けられることとなる。

この事前協議においては、(1)経費の国庫負担、(2)交渉実務の支援、(3)代表団の交渉権限、そして、(4)高良とみに対する旅券発給が問題となった。日本政府は経費について「中国側が了承した代表」については国庫負担を確認したが、「秘書」経費や日赤本社内の三団体連絡事務局の運営経費についてはその負担を拒否した。また、交渉実務の支援については3名の政府工作員の派遣を決定したが、「今回の北京訪問は調査目的ではなく、引揚手続を決定するに過ぎず、捕虜交換に必要とされるような名簿の相互照会を必要としない」²¹⁾との理由から引揚予定者の名簿作成及び提供を拒否した。さらに高良への旅券発給については、第一次日中貿易協定締結の際における高良のソ連経由の訪中が旅券

法第8条に違反するとして、「高良の代表団参加が今回の成立条件となるものでない限り旅券の発給は行なわない」⁽²²⁾との態度を示していたが、これについては代表団の出発当日に急転直下解決することとなった⁽²³⁾。

また、この事前協議で最大の焦点となった代表団の交渉権限について、日本政府は「代表団の北京における処理事務は配船及び引揚の具体的手続きに限定し、その他の問題に触れるべからざる」⁽²⁴⁾という方針の下、1月24日に「『中国赤十字社』との在華邦人引揚に関する打合事項」(7項目)⁽²⁵⁾、26日に「政府要望事項」(2項目)⁽²⁶⁾を代表団に委託する形で制限を加えた。特に、非引揚該当者の「逆送還」条項(「打合事項」第1項後半部分)と、協定発効に政府承認を必要とするという条件(同第7項)を北京協定に挿入することを要請した⁽²⁷⁾ことは、協定成立を脅かす可能性を有していた。

3. 北京協定締結交渉と三団体代表の乗船問題

1953年2月15日以降、廖承志を団長とする中国紅十字会代表団との間で公式会談が合計4回にわたって行われ、3月5日には在華一般邦人の帰国業務に関する「北京協定」⁽²⁸⁾が成立した。おおまかな会談経過は先行研究においても概観されているため本稿では詳述しないが⁽²⁹⁾、ここでは「三団体方式」の成立という観点から、本交渉の焦点となった三団体代表の乗船問題について検討しておきたい。

この問題は第2回公式会談(1953年2月20日)において中国側が、日中間に戦争状態が継続していることを理由に、協定締結後の帰国業務における日本政府職員の帰還輸送船への搭乗を拒否し、これに代わって三団体代表の搭乗を要請したことによって提起された⁽³⁰⁾。鈴木孝アジア局第五課長は「取引後は当然、国の事務であり、先方(三団体)ではこの仕事(引揚業務)を乗取る(ママ)意図が読まれるから、出来れば反対したい」⁽³¹⁾(補足は筆者)としてこれに反対し、さらに22日に外務省を訪れた三団体連絡事務局の留守代表に対しても、「閣議決定」(1952年3月18日)の第1条3項が「外務省は、帰還輸送船に、政府関係当局より引揚者を受領せしめるに必要な権限を与えた政府職員を乗船せしめる」⁽³²⁾という海上輸送規定を定めていることから、政府職員の搭乗拒否と三団体代表への搭乗要請はこの閣議決定との整合性に問題が生じるとして難色を示した⁽³³⁾。結局、日本政府は政府職員の搭乗拒否については「中共地域からの帰還に関する件」(1953年2月25日)⁽³⁴⁾という新たな閣議決定を行い、その乗船規定を削除することで対応するが、三団体代表の乗船については中国側が会談当初、これを義務づけていなかったことから最後まで乗船の必要なしとの姿勢を崩さなかった⁽³⁵⁾。

本交渉において最終的に中国側は、乗船者名簿作成と「逆送還」条項挿入を拒否し、三団体代表の帰還輸送船への搭乗を義務づけ、将来の日中間の連絡についても三団体連絡事務局を通じて行うことを強硬に主張した。さらには中国側協定案に対して対案を提出することは帰国開始の時期を不当に遅らせる結果になるとも述べ、三団体代表に圧力を加えた⁽³⁶⁾。日本政府としては、中国側が作成した乗船者名簿の照合によって非引揚該在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中間係 日中民間交渉における「三団体方式」を中心として

当者の入国を阻止し、これに漏れた者についても協定の「逆送還」条項で対処しようとしていたが、中国側協定案によって日本政府の引揚者受入対策は完全に骨抜きにされ、さらに三団体代表の帰還輸送船への搭乗義務が明記された北京協定が成立したのである。

とまれ、「北京協定」(1953年3月5日)の成立によって「三団体方式」は引揚交渉のみならず、引揚業務全般にわたって適用されることとなり、これ以降の「人道交流」の基本的枠組となってゆくこととなる。さらに中国側は本交渉における重要な目的であった⁽³⁷⁾中国紅十字会代表団の日本への招請を三団体代表に確認させることにも成功し⁽³⁸⁾、その対日和平攻勢を本格化させる環境を整えていったのである。

「人民外交」の展開と「三団体方式」

1. 第一次李徳全訪日と「三団体方式」

「北京協定」によって開始された後期集団引揚は、引揚者による要求闘争や白龍丸スパイ事件、戦時中の中国人強制連行と関連する中国人殉難者遺骨送還問題⁽³⁹⁾、さらには国民政府の干渉による在日華僑送還中断を原因とした集団引揚の遅延など数々の問題が発生したが、合計7次にわたる集団引揚によって2万6,146名の在華一般邦人の帰国が実現した⁽⁴⁰⁾。1953年10月30日、李徳全声明によって集団引揚は一時中断するが⁽⁴¹⁾、少数の日本人「戦犯」を含めた在華邦人が存在していることは確実視されていた。このような状況を打開する契機として注目されたのが、北京協定締結交渉の際に島津忠承団長が約束した中国紅十字会代表団招請の実現であった。事実、李徳全声明後、日本政府は三団体を通じて集団引揚再開を試みようとしたが、三団体は招請問題と切り離して引揚再開を中国側に要請することはできないとしてその仲介を拒否していた⁽⁴²⁾。

従来、この代表団招請問題については、1954年3月以降、日赤を中心とした三団体をはじめ、中国紅十字会代表招請帰国者実行委員会や中国紅十字会代表招請推進協議会、さらには日中貿易促進議員連盟が連携することによって国民世論が高揚し、その結果、国会が「中国紅十字会代表招請に関する決議」(1954年5月)を行ったことによって日本政府が招請を決断するに至ったという文脈で理解されてきた⁽⁴³⁾。しかし、日本政府は一貫して集団引揚完了を優先すると主張し、代表団招請が引揚促進に「確固たる見通し」を与えるものでない限り、また、これが国内において政治的に利用される可能性が存在する限り、その実現は不可能であるとの姿勢を崩さなかった⁽⁴⁴⁾。同年8月3日、最終的に招請決定を表明した際にも日本政府は、あくまで日赤が単独で代表団を招請するのを認めるという消極的な姿勢を示すにとどまり、これに一切関与しないとの態度を明らかにした⁽⁴⁵⁾。

しかし、実際、日本政府が代表団招請を決断した背景には、日本人「戦犯」(西陵組)

の帰国をめぐる日本政府と三団体との対立があった。1954年5月以降、遼寧省にある撫順戦犯管理所の日本人「戦犯」(撫順組)の存在が明らかとなり、さらに7月30日に柳田謙十郎日本平和代表団団長が三団体に対して、日本人「戦犯」(西陵組)の帰国業務について李徳全が三団体連絡事務局を唯一の交渉相手とすると表明したことを伝えると、三団体は代表団招請問題の解決の目途が立たない状況の中で、日本人「戦犯」帰国問題だけを取り上げて中国紅十字会と交渉することはその好意に応じるものではないとして、中国紅十字会に対する事実照会を見合わせることを決定した。

もっとも、日本人「戦犯」帰国問題は在華一般邦人引揚と共に戦後日中関係における重要懸案のひとつであり、日本政府としても政府間交渉によって早急に解決すべきものであると認識していた。しかし、人民政府が指定した「三団体方式」によって引揚交渉や引揚業務に対する関与が大幅に制限された経験を持つ日本政府は、日本人「戦犯」帰国問題においても人民政府が「三団体方式」を指定してきたことに強い反発を抱き、三団体との協議を拒否するに至っていた。このような状況において日本政府は「人道交流」における諸懸案の早期解決を目指すため、三団体内において政治的色彩を持たない日赤との関係をさらに強固なものとする必要に迫られた。そして、「三団体方式」という基本的な枠組は動かさないながらも、民間交渉への影響力を強化するためにかねてより日赤が要請していた代表団招請を許可するに至ったのである。その意味でも戦後日中民間交流の画期とされる李徳全訪日実現においては「三団体方式」が極めて有効に機能したといえよう。

このような経緯によって代表団招請は決定し、9月には日本人「戦犯」(西陵組)である417名も、北京協定に基づいて「在華一般邦人」とほぼ同様の手続きで帰国した。また、10月末に来日した中国紅十字会代表団は三団体との協議を行い、いわゆる東京懇談会「覚書」(1954年11月3日)を確認した。紙幅の制約から詳述できないが、そこでは在華一般邦人の帰国業務の実施状況と努力事項の確認が行われ、特に両国居留民の往来問題を軸にさらに「人道交流」を活発化させることが確認された⁽⁴⁶⁾。また、この訪日において代表団は、1950年7月にソ連から人民政府に引き渡された日本人「戦犯」(撫順組)や、戦後、山西省において国民党系閻錫山軍として国共内戦に参加して人民政府によって逮捕された日本人「戦犯」(太原組)に関する「戦犯」名簿を三団体に提供した⁽⁴⁷⁾。これによって中国国内にさらに1,000余名の日本人「戦犯」が拘留されていることが日本国民の知るところとなり、日本政府はこれまで在華一般邦人引揚交渉及び引揚業務においても主導権を獲得することが不可能であったにもかかわらず、「戦犯」問題という日本の中国侵略責任と深く関連する問題の解決に向けて動き出すことを余儀なくされるのである。

2. 政府間交渉の失敗と日本政府の対中国政策

1955年7月15日、日本政府は田付景一ジュネーヴ駐在総領事を通じて、沈平中華人民在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係 日中民間交渉における「三団体方式」を中心として

共和国ジュネーブ駐在総領事に対して「人道問題」に限定した政府間交渉を提案した。園田直外務政務次官は「大体期待ができる」とこれを明らかにし、場合によっては中国への政府職員派遣もありうると述べた⁽⁴⁸⁾。事前に打診を受けていた米国と国民政府は、いずれも「人道問題」であるとして理解と協力を惜しまない旨を表明していた⁽⁴⁹⁾。これに対して人民政府は、「人道問題」に限定して政府間交渉を提案した日本政府の姿勢を批判し、将来的に国交正常化を求めるのであれば、貿易関係の正常化、両国国民の自由往来及び両国居留民の正当な権益の保障などの懸案解決を優先すべきであるとして、北京での政府間折衝を提案した⁽⁵⁰⁾。しかし、日本政府は「戦犯者を含む在留邦人の帰国問題こそ、日本政府と中華人民共和国政府との間において、先ず解決すべき問題である」と強調し⁽⁵¹⁾、田付を通じて再び書簡によって「人道問題」に限定した政府間交渉を提案した。11月5日、この申し入れに対しても人民政府は、沈平を通じて国交正常化こそ諸懸案解決の前提であるとして北京会談の開催を再び提案するが⁽⁵²⁾、同日付けで三団体に宛てに出された電報には、第12次集団帰国業務を「三団体方式」で実施することが明記されており、「人道問題」に限定して政府間交渉を開始しようとした日本政府の試みは失敗に終わった。

このような第一次ジュネーブ交渉を日本政府が実施しようとした背景には、1955年3月以降、在華邦人集団引揚が中断していたことや、李徳全が訪日の際に言明していた日本人「戦犯」に対する「寛大な処置」が一向に実現されないという状況があった。そして、なにより日本政府を突き動かしたのは大使級会談をはじめとする米中接近の兆候であった。ジュネーブ会議の副産物として開始されたこの会談も日中間における「人道交流」と同様、米中両国の民間人送還という人道問題を協議するために開催されたものであったが、このような「頭越し」の米中政府間における直接交渉の可能性は、その対立を前提として対中国政策を展開してきた日本政府に強い警戒を抱かせていた。

さらに北京協定締結以降、三団体を通じて行われてきた「人道交流」、さらには経済交流や文化交流が「国際関係の真空状態に乗じて支離滅裂の状態で接触が行われている」ことについても日本政府は苛立ちを募らせていた。日本政府は、このような状況は人民政府の「人民外交」政策に基づく対日和平攻勢の一環として作り出されたものであり、人民政府は日本国内の民間団体を「自由に駆使しうる立場にあり」、事実上の両国間の懸案事項を巧みに掲げて日本政府と日本国民を離間させ、「和平」・「統一戦線」戦術によって日本国内に親人民政府勢力を醸成して日本全体を中立化ないし左傾化させようとしているとして、強い警戒を抱いていた⁽⁵³⁾。

このような強い警戒感に基づいて日本政府は第一次ジュネーブ交渉を開始したが、人民政府による逐条反駁や中国侵略責任に関する損害賠償にまで言及した国交正常化の提案によって、交渉を進展させることが不可能となった⁽⁵⁴⁾。交渉が行き詰まりを見せた11月上旬、外務省アジア局第二課は「当面の対中共政策（第五次案）」⁽⁵⁵⁾を作成する。そこでは人民政府の承認については国連の決定に従うことを原則としながら、それが達成さ

れるまでの間、いかにして日中間の懸案交渉を統制してゆくかが検討された⁽⁵⁶⁾。一連の対中国政策案では、人民政府が両国居留民の保護及び自由往来を引揚問題と関連させて協議することを提起していることから、この問題に限って適当な機会に北京に政府代表を派遣することが検討され、その具体的な方法として北京協定（1953年3月）を廃棄することによって「三団体方式」を解消し、日本政府が交渉の主導権を獲得すべきであると結論づけた⁽⁵⁷⁾。

このような過程を経て在華邦人引揚問題及び日本人「戦犯」帰国問題解決を目指し、北京への政府代表派遣をも視野に入れた政府間交渉を開始することが確認された。1955年末時点、日本政府は田付を通じた交渉継続を具体的方針としていたが、結局、これは実施されずに終わった⁽⁵⁸⁾。しかし、第一次ジュネーヴ交渉を経て検討された対中国政策は、これ以降の「人道交流」に対する日本政府の関与に大きな影響を与えることとなるのである。

3. 「北京了解」と人民政府の対日政策

前節で見てきたようにジュネーヴでの政府間交渉は失敗に終わった。しかし、1955年は日中漁業協定や第三次日中民間貿易協定の締結をはじめとして数多くの民間代表団の訪中が行われ、日中民間交流の進展を強く印象づけた。そして、10月17日には彭真全国人民代表大会常務委員と国慶節参加のため訪中した上林山栄吉日本国会議員団団長が、「日中国交正常化促進および貿易促進に関する共同声明」⁽⁵⁹⁾を発表し、国交正常化や貿易促進のみならず両国居留民の自由往来や殉難者遺骨の相互送還の実現に向けた努力をすることについて合意に達した。このような動きに対して米国はパーソンズ公使を通じて懸念を表明し、日本の対中国接近は「時期尚早」であり、米国は人民政府に対する承認や国連議席賦与は考えておらず、人民政府が侵略行為及び武力に訴えることを放棄するまで、利用可能な全ての政治的・経済的手段による圧力を継続するとした⁽⁶⁰⁾。

前述の通り、沈平から田付に対して北京会談が再び提案された翌日、三団体に対して中国紅十字会から在華邦人集団帰国業務への協力を要請する電報が届いた。しかし、これは単に帰国業務に関する情報をもたらすだけでなく、同時に浜松収容所事件⁽⁶¹⁾及び「上林山・彭真共同声明」についても言及していた⁽⁶²⁾。特に「上林山・彭真共同声明」については、これを基礎として三団体と中国紅十字会の間で両国居留民の自由往来や殉難者遺骨の相互送還に関する具体的交渉を北京で行いたいとの意向を明らかにした。ジュネーヴを通じて日本政府に対して北京会談を提案していたにもかかわらず、同日付けで三団体に対しても同様の会談を提案していたことから、人民政府は北京会談という政府間交渉と「三団体方式」による交渉という二つのチャンネルを交渉経路として残そうとしたとも考えられる。しかし、これに対して三団体は「十分検討し、関係当局とも協議の上」で回答するとして明確な態度を示さなかったため事態は進展せず⁽⁶³⁾、また、先述の通り政府間交渉もその後の進展がなかったため、日中間における「人道交流」は在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係 日中民間交渉における「三団体方式」を中心として

1955年末までには国交正常化問題を前に暗礁に乗り上げていたのである⁽⁶⁴⁾。

このような状況を打開するため、翌1956年3月3日、朝鮮民主主義人民共和国との在
北朝鮮邦人引揚交渉である平壤会談の帰路、日赤の葛西嘉資副社長及び井上益太郎外事
部長は北京を訪れ、三団体による会談実現に先立って中国紅十字会との間で下会談を行
った⁽⁶⁵⁾。中国紅十字会からは彭炎副秘書長、倪斐君副秘書長及び紀鋒連絡部長が参加し、
そこでは日本人「戦犯」問題、両国居留民の自由往来及び「三団体方式」問題が主に議
論された。

本会談で特に焦点となったのは両国居留民の自由往来問題交渉をめぐる「三団体方式」
の問題であった。井上は「二団体は国交回復まで目録(ママ)んでいるから自由往来には
勿論賛成だ。日赤はこの様な政治外交問題には関係できない」として、両国居留民の自
由往来などの「北京協定」の範囲を超える新たな日中間の懸案事項解決については、「三
団体方式」を解消した上で両赤十字間で交渉することを希望した。さらに井上は「今後
北京協定以外の凡ての問題は赤十字同志(ママ)でやるという日赤の方針は日赤の最高顧
問会で決定した方針です。日本政府も之を支持しています」と述べた。彭炎は「北京協
定のことは三団体でやる。協定以外のことは日赤とやる」と発言し、ここに「北京協定」
の範囲外の「新規事項」に関しては赤十字間で交渉を行うという「北京了解」が成立し
た⁽⁶⁶⁾。

ここで注目すべきは、この会談における日赤の主張が、引揚問題と関連づけられた居
留民関連問題の解決交渉における「三団体方式の解消」と「主導権の獲得」というこの
時期の日本政府の対中国政策の基本方針に沿ったものであったということである。交渉
窓口を日赤に一本化できるのであれば、日本政府が両国居留民の自由往来について相当
の譲歩を行う用意があるとの日赤の提案は、外務省出身の井上が「日本政府も之を支持
しています」と発言することによって裏付けられた。「人道交流」における準政府間交渉
の実現という日中関係の質的変化の可能性を見た彭炎がこれに合意したことは、日中間
における「積み上げ」が新たな段階に達していたことを示していた⁽⁶⁷⁾。

「三団体方式」をめぐる日中対立 天津協定締結交渉を中心に

1. 「北京了解」否認

1956年4月25日、全国人民代表大会常務委員会は日本人「戦犯」(撫順組及び太原組)
に関していわゆる「寛大処理」方針を決定し、その大多数を近く起訴免除にすることを
明らかにした⁽⁶⁸⁾。5月29日、この決定に基づいて免訴釈放された日本人「戦犯」(第1次
免訴釈放者335名)の帰国業務への協力が中国紅十字会から三団体に要請され、同時に(1)
今後の帰国者輸送業務、及び(2)未釈放「戦犯」家族の面会渡航など(傍点は筆者による)

について協議を行いたいと伝えられた⁽⁶⁹⁾。これに対して日赤は、三団体としてではなく単独で(1)在華邦人の集団帰国業務は「北京協定」の範囲内に属するので従来通り「三団体方式」によって交渉する、(2)未釈放「戦犯」家族の面会渡航については「北京了解」に基づいて両赤十字間で協議したい、と返電し⁽⁷⁰⁾、特に後者の問題については「北京協定」及び東京懇談会「覚書」の範囲に属さない「新規事項」であるという点を強調した。そして、この「新規事項」に関する赤十字間交渉については日本政府も支持している旨が付記され、他の二団体も中国側が了解するならばこれを認めるという「覚書」を日赤に交付したことも伝えられた。

日本政府は天津会議において、「新規事項」である未釈放「戦犯」家族の面会渡航について赤十字間交渉を実現し、これによって日赤を通じた「人道問題」に関する準政府間交渉の開始を意図していた。そして、前述の通り、この方式による交渉が可能であれば、懸案となっていた両国居留民の自由往来についても「相当進んだところまでやってよい」⁽⁷¹⁾という方針を示していた。これに対して「左翼系」二団体は、前述の「覚書」によって「新規事項」に関する赤十字間交渉を認めていたにもかかわらず、未釈放「戦犯」家族の面会渡航問題が「北京協定」及び東京懇談会「覚書」の範囲内に属するものであることを天津会議において中国側に確認させ、この天津会議も従来通り全ての事項について「三団体方式」によって交渉することを目指しており、三団体内部における方針の対立は決定的となっていた。ただ、「戦犯」帰国問題についてはいずれの民間団体も、釈放された「戦犯」は一般邦人であり、その帰国業務は「北京協定」の範囲内に属すると考えていたことから、「三団体方式」によって実施すること自体についての異存はなかった。

1956年6月18日、天津会議に臨む三団体代表を乗せた興安丸が舞鶴を出港した。しかし、その翌日、中国紅十字会は三団体連絡事務局に対して天津会議を従来通り「三団体方式」で実施すると通報し⁽⁷²⁾、「北京了解」を否認した。天津に到着した井上日赤代表は記録中国紅十字会連絡部長に対してこの電報の真意を確認したが、中国側は否認の姿勢を崩さず、井上が求めた中国側記録による「彭炎発言」の確認も拒否された⁽⁷³⁾。この結果、天津会議は釈放「戦犯」帰国、未釈放「戦犯」家族の面会渡航及び両国居留民の自由往来、さらにはこれらの問題に対する「北京協定」及び東京懇談会「覚書」の適用範囲を軸として理論的にも複雑な交渉経過をたどることとなる⁽⁷⁴⁾。

2. 天津協定締結交渉と日本人「戦犯」帰国問題

中国側交渉代表であった趙安博中国紅十字会顧問は天津会議において、(1)釈放「戦犯」帰国、(2)未釈放「戦犯」家族の面会渡航、(3)両国居留民の自由往来、(4)在日華僑送還、(5)中国人殉難者遺骨送還の5項目について協議することを提案した⁽⁷⁵⁾。しかし、これに対して井上は準備不足を理由に中国紅十字会が予め電報に明示した2項目、つまり、釈放「戦犯」帰国と未釈放「戦犯」家族の面会渡航のみの協議を主張した。彭炎は「事態も変わってきているので各論的に相談の必要がある」として、電報での協議事項が「……

など」となっていたことを指摘したが、井上はあくまでも2項目に限定して協議することを主張し、また、未釈放「戦犯」家族の面会渡航についてもある程度まで「戦犯」問題と関連するので協議には応じるが、人道問題とはいえ、これは両国居留民の自由往来問題とも関連するのでその協議には慎重であるべきだと主張した。

これに対して趙安博は、未釈放「戦犯」家族の面会渡航は確かに「戦犯」問題に属するものであり、それ以外の人道的往来、つまり日本婦人の里帰りなどは両国居留民の自由往来に属するものであるが、いずれも天津会議で協議すべきものであると主張し、「戦犯」問題と両国居留民の自由往来問題が同時に協議されるべきものであるという中国側の原則を示した。両国居留民の自由往来について「三団体として」協議してはならないと厳命されていた井上としてはこのような中国側の主張には同意できず、当然のことながら両国居留民の自由往来に関する包括的努力規定については協議を拒否し、さらに「三団体方式」を存続させるための唯一の方法は「北京協定」の範囲を三団体が「逸脱」しないことだとの原則を示した。また、民間団体によって実施されてきた在日華僑送還や中国人殉難者遺骨送還も成文化しようとするれば問題があるとして、その成文化を拒否した。

このような日赤の態度に対して中国側は痛烈な批判を行う。趙安博は、釈放「戦犯」帰国は「北京協定」の範囲に属さない「新規事項」であり、この実施については北京協定とは異なる新たな協定を「三団体方式」によって締結する必要があると主張し、釈放「戦犯」を在華一般邦人と看做すことは「帝国主義的反動思想の残滓である」と述べた⁷⁶⁾。これによって井上は「この理論に基づけば、北京協定の範囲内では戦犯釈放は実現しないので、天津協定が成立しないかぎり興安丸は出港できない」と認識するに至り、両国居留民の自由往来実現に関する包括的努力規定をも含めた天津協定を新たに「三団体として」締結しなければならない状況に追い込まれた。「三団体方式」存続を目指していた二団体がこのような中国側の主張に同調した結果⁷⁷⁾、日赤は中国側及び二団体によって内と外から批判を浴び、その後は譲歩を重ねることとなった。そして、天津協定の第1項では釈放「戦犯」帰国業務を「三団体方式」で実施することが明文化された。両国居留民の自由往来については、広義の両国居留民の自由往来に関する包括的努力規定について日赤はあくまでこれを留保する線を崩さなかったが、狭義の自由往来である日本婦人の一時帰国(里帰り)については日本政府への事前通告を条件として実施することが確認された。また、これまで民間団体が人道的観点から個別に実施してきた在日華僑送還及び中国人殉難者遺骨送還については、「三団体として」と明記されることはなかったが、引き続き実施されることが成文化された⁷⁸⁾。

予備会談において以上のような内容を含む天津協定案がほぼ確定した時点で三団体代表団は北京に招かれ、周恩来と会見した⁷⁹⁾。周恩来は「人道交流」が日本政府と独立して「三団体方式」によって実施されてきたことを評価し、今後も「国交が正常化しない限り」は「三団体方式」によって懸案解決を行ってゆくことを言明した⁸⁰⁾。これは「三

団体方式」を解消して人道交流の主導権を獲得しようとした日赤及び日本政府に対する強烈な掣肘であり、国交正常化を棚上げしたままでの諸懸案解決を目指した日本政府に対する人民政府の明確な拒否であったといえる。

3. 天津協定以降における「人道交流」の展開

「天津協定」(1956年6月28日)の成立によって「人道交流」における具体的懸案はほぼ解決の目途がつき、これ以降、その焦点は極めて政治的色彩の強い在華邦人消息不明者調査問題や中国人俘虜殉難者遺骨送還問題へと移行していった。しかし、井上が帰途の船上から「戦犯集団帰国が終わり次第、三団体は解散の必要ありと認める」⁽⁸¹⁾と報告したことからわかるように、天津会議における経験は日赤及び日本政府に人民政府に対する不信感を抱かせ、これ以降における日赤の「三団体として」の活動を消極化させた。そのため、残された問題であった在華邦人消息不明者調査については再び日本政府が人民政府との直接交渉を模索することとなった。

鳩山内閣末期、厚生省引揚援護局未帰還調査部が立案した「対中共帰還者調査依頼要綱(案)」⁽⁸²⁾に基づいて第二次ジュネーヴ交渉の実施が決定され、これを引き継いだ岸内閣が1957年5月13日、佐藤正二ジュネーヴ駐在総領事を通じて総数4万弱に及び消息不明者名簿を提示して消息不明者調査を依頼した⁽⁸³⁾。これに対して人民政府は、消息不明者問題は日本の軍国主義政府による中国侵略戦争をその原因とするものであり、日本政府の責任において自国民に説明すべきものであると反駁し⁽⁸⁴⁾、結局、第一次交渉同様にジュネーヴを通じた直接交渉は失敗に終わった。同時に、消息不明者調査依頼を目的として訪中していた有田八郎全協会長に対しても、すでに三団体の内部対立が深刻化していたにもかかわらず、人民政府は人道問題の解決はあくまでも「三団体方式」によって実施していくことを言明した⁽⁸⁵⁾。

1957年末、中国人俘虜殉難慰霊実行委員会が中心となって実施した第二次李徳全訪日は、第一次と比べて大きく「様相」を変えることとなった⁽⁸⁶⁾。この際にも三団体と中国紅十字会との間では計3回の懇談会が開催され、日本婦人の一時帰国(里帰り)に関する配船問題などが協議された。しかし、宮崎世民日中友好協会理事は「三団体として一致して言えることは、現状を報告し、これが打開のため、中国側に考えがあるか、緩和策があるかという点である」⁽⁸⁷⁾と述べ、三団体内部における意見調整の不在を露呈し、中国側代表の彭炎が「ただ人道的見地から、三団体としても過去と同様に仕事してもらいたい」⁽⁸⁸⁾と発言するまでに「三団体方式」は形骸化していた。

1958年5月、第四次日中民間貿易協定に対する日本政府の保証問題を背景に、長崎国旗事件を契機として日中交流は全面断絶に至った。同年3月以降、断続的に実施されてきた在華邦人集団引揚もその影響を受け、7月13日の第21次集団引揚船白山丸の舞鶴帰港をもって終結した。そして、これ以降、日中間における「人道交流」が消息不明者調査問題を含めてほとんど進展せず、日本国内においては「(消息不明者は)終戦前後の混在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係 日中民間交渉における「三団体方式」を中心として

乱期に消息を絶ったものであり、生存の望みが極めて薄いと考えられることから、これをいつまでも放置しておくことは、留守家族の意にも添わない(補足は筆者)⁸⁹⁾との観点から、若干の国会審議を経た後に「未帰還者に関する特別措置法」(1959年3月3日)が制定された。この法律に基づいて1万3,000余名の消息不明者について戦時死亡宣告がなされ、戸籍の抹消処理が行われた。これによって日本政府による未帰還者調査も実質的に終結するのだが、この早急な処理が残留日本婦人及び残留孤児問題発生の重要な要因のひとつとなるのである。

むすびにかえて

「積み上げ」と評される戦後初期の日中民間交流は、国交不在の日中間においていわゆる非正式外交チャンネルとして機能し、諸懸案の解決に大きく貢献した。特に本稿が提示した枠組である「人道交流」においては、三団体を通じた一連の民間交渉によって段階的に諸懸案が解決された。「北京協定」によって開始された在華邦人集団引揚はその返礼として中国紅十字会代表団招請を実現させ、この際に行われた東京懇談会「覚書」では在華一般邦人の引揚業務の実施状況と努力事項の確認が行われた。これと同時に正式に明らかにされた1,000余名の日本人「戦犯」の存在は、国際情勢の急変に対する日本政府の警戒感とも相俟ってジュネーブにおける第一次日中政府間交渉への伏線となっていた。そして、「天津協定」においては日本人「戦犯」問題をはじめとする日中間の「人道交流」における諸懸案の解決を目指してその「積み上げ」が絶頂に達し、これと同時に「人道交流」をめぐる日中対立もその頂点に達したのである。紙幅の制約により詳述することができなかったが、この「天津協定」では日本人「戦犯」問題だけでなく、両国居留民の自由往来に繋がる在華日本婦人の一時帰国(里帰り)や在日華僑送還、さらには中国人殉難者遺骨送還などの実施も明文化され、この時期に行われた経済交流と比しても遜色のない「積み上げ」が行われていた。このような過程を経て、1956年後半以降には政治的色彩が極めて強かった消息不明者調査問題のみが残されることとなった。

「北京協定」締結交渉以来、日本政府は「左翼系」二団体が民間交渉を「攪乱」することに対して警戒を抱いていたが⁽⁹⁰⁾、人民政府が対抗者の内部矛盾を最大限に利用することを目的とした「三団体方式」を採用することによってこれを効果的に実現したことは本稿を通じて見てきた通りである⁽⁹¹⁾。しかし、このような「三団体方式」を梃子として民間交渉を政府間交渉に移行させようとした、いわゆる「積み上げ」を戦略手段として国交正常化を実現するという人民政府の対日政策は、「政経分離」を原則として事実上の関係発展を目指した日本政府の前においては最終的な目的を達成できずに終わった。天津会議以降、人民政府はこの「積み上げ」戦略の重心を経済交流に本格的に移行させるが、第四次日中民間貿易協定への日本政府の保証問題をめぐって態度を硬化させ、対日

全面断交を実行するのは周知の通りである。それは、国際情勢の変化や中国国内政治の急進化という背景があったにせよ、人道及び経済交流という二つの舞台においてその対日政策が破綻したことの必然的な帰結であったといえよう。

また、戦後日中関係という観点から考察するならば、我々はこの「人道交流」において民間三団体が獲得した成果を無条件に評価することはできないだろう。この「人道交流」の進展は、本来ならば日本政府が人民政府と対峙して行うべき戦後処理を冷戦構造の中に解消させ、結果として在華邦人引揚問題に対する日本政府の「不作為」を一定程度まで許容することとなったことも忘れてはならない。本稿の冒頭でも触れたように、この日本政府の不作為責任については司法の場において議論が行われているため、その法的責任の所在についてはここで言及すべきものではないが、この問題を議論するには本稿によって明らかとなった「人道交流」の具体的な展開を確認することがその出発点となる⁽⁹²⁾。

(注)

- (1) 平和共存時期における中国共産党の国際情勢認識については、高橋伸夫『中国革命と国際環境』(慶應義塾大学出版会、1996年)が示唆に富む。
- (2) 人民外交については、廉舒「中国の対外政策と日本(1953-1957) 『人民外交』政策の再検討」(『法学政治学論究』第50号、2001年)がその全体像を概観している。
- (3) 近時の研究として、添谷芳秀『日本外交と中国 1945-1972』(慶應通信、1995年)、清水さゆり「日中間貿易と日米外交、1952-1955年」(『一橋論叢』第114巻第1号、1995年)、波多野勝「戦後日中貿易の再開をめぐる政治的背景——中日議員連盟の発足と第一次貿易協定成立」(『アジア研究』第42巻第2号、1996年)、波多野勝「朝鮮戦争後における日中貿易再開の政治的背景」(『常磐国際紀要』創刊号、1997年)、古田和子「大阪財界の中国貿易論——50年代初期」(中村隆英・宮崎正康編『過渡期としての1950年代』、東京大学出版会、1997年)、李恩民『中日民間経済外交(1945-1972)』(人民出版社、1997年)、方浩「1950年代の東アジアにおける米中冷戦の一断面——日中間貿易協定における中国の日米離間戦略を中心に」(『法学』第64巻第2号、東北大学法学会、2000年)、波多野勝・飯森明子「日中貿易交渉と日中議連の対応——第3次民間貿易交渉を中心に」(『常磐国際紀要』第5号、2001年)、丸山伸郎「日中経済関係」(岡部達味編『中国をめぐる国際環境』、岩波書店、2001年)など。なお、李恩民氏の中国語による著作については大澤武司書評(『東洋學報』第84巻第4号、2003年)を参照されたい。
- (4) 筆者が提唱する「人道交流」について、本来であれば「人道問題解決交流」あるいは「戦後処理交流」とすべきだが、他の交流類型の表記との整合性からこのようにしたい。
- (5) 本稿に関連するものとして、相沢一正「中国人強制連行問題の『戦後処理』に関する覚書」(丹野清秋編『地域社会の歴史と構造』、御茶ノ水書房、1998年)、王紅艶「中国人遺骨送還運動と戦後中日関係」(『一橋論叢』第119巻第2号、1998年)、呉万虹「中国残留日本人の帰国——その経緯と類型」(『神戸法学雑誌』第49巻第1号、1999年)、波多野勝・飯森明子「李徳全訪日をめぐる日中関係」(『常磐国際紀要』第4号、2000年)、飯森明子「中国紅十字会代表団の再来日と日中関係」(『常磐国際紀要』第7号、2003年)などがある。また、人民政府の対日戦犯政策を扱ったものとしては、何力編『大審判：日本戦犯秘録』(團結出版社、1993年)、鉄漢・劉家常『日偽蒋戦犯改造紀実』(春風文芸出版社、1993年)、任海生『共和国特赦戦犯始末』(華文出版社、1995年)、豊田雅幸「中華人民共和国の戦犯裁判(1) & (2)」(『季刊戦争責任研究』第17、18号、1997年)、姫田光義「中国共産党の捕虜政策と日本人戦犯」(藤原彰・新井利男編『侵略の証言』、岩波書店、1999年)、新井利男「戦くとはなにか——中国の戦犯政策」(『季刊中国』第61号、2000年)などがある。
- (6) 前期集団引揚の展開については、加藤陽子「敗者の帰還——中国からの復員・引揚問題の展開」(『国際政治』第109号、1995年)を参照されたい。また、邦人引揚問題に関する最新の研究として、Lori Watt, *When Empire Comes Home: Repatriation in Postwar Japan, 1945-1958*, Ph. D. dissertation, Columbia University, 2002がある。
- (7) 日本赤十字社編『日本赤十字社史稿』第6巻(日本赤十字社、1972年)、256ページ。
- (8) 米鎮波・宋文峰・郝祥満『深謀遠慮——周恩来与中国外交』(重慶出版社、1988年)、189ページ。ただし、これに関しては一次資料による確認はできない。
- (9) 1952年12月以降、ソ連による残留邦人送還も再開されているがその関連は定かではない。また、日本人在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係——日中間交渉における「三団体方式」を中心として

- 技術者の留用解除と引揚開始の関連については今後の課題としたい。これに関するものとして、NHK取材班編『「留用」された日本人』(NKH出版、2003年)が刊行された。
- (10) 田桓主編『戦後中日関係文献集1945-1970』(中国社会科学院、1996年)、139-140ページ。
- (11) 『官報(号外)第十五回国会参議院会議録第八号』(1952年12月3日)。
- (12) 『第十五回国会参議院外務委員会速記録』(1952年12月2日)。
- (13) 第16回戦後外交記録公開(2000年12月20日)「中共地区邦人引揚関係 中共引揚打合代表団派遣関係 第一巻」(K'7.1.3.1-2)1505。外務省外交史料館所蔵。
- (14) 「中共地区邦人引揚関係」(K'7.1.3.1)366。
- (15) 前掲(K'7.1.3.1-2)1524、1527。
- (16) 前掲(K'7.1.3.1)302。
- (17) 前掲(K'7.1.3.1-2)1598-1608。
- (18) 岡崎勝男外相発板垣修駐香港総領事宛電報(1952年12月27日) 前掲(K'7.1.3.1)316。
- (19) 前掲(K'7.1.3.1)325-327。
- (20) 島津忠承、工藤忠夫、内山完造、加島敏雄、畑中政春、平野義太郎、高良とみ(以上、代表) 氷見由太郎、岩村三千夫、平垣美代司(以上、随員) 櫻井善一(高良秘書) 林祐一、中村昌行(以上、政府工作員)。当時、大阪商船東京支店次長であった中村は日中間貿易協定交渉にも随員として参加している。なお、林は国交正常化後の初代臨時代理大使。
- (21) 「中共地区邦人引揚関係 中共引揚打合代表団派遣関係 第二巻」(K'7.1.3.1-2)2135-2139。
- (22) 前掲(K'7.1.3.1-2)1788L-1791。
- (23) 新たに公表された高良側の資料によれば、高良は旅券発給について風見章などを通じて事前に吉田茂首相の内諾を得ていたようである。従って、直前の旅券発給は吉田の指示によるものと推測される。詳細については、高良とみ『和平日記』(『高良とみの生と著作』、第6巻、ドメス出版、2002年)、379ページ及び同書第7巻における高良留美子「解説」、447-450ページを参照されたい。
- (24) 前掲(K'7.1.3.1)342-344。
- (25) 前掲(K'7.1.3.1-2)1609-1620。
- (26) 前掲、日本赤十字社編、257ページ。
- (27) 前掲(K'7.1.3.1-2)1748-1750。
- (28) 「關於商洽協助日僑回國問題的公報」(1953年3月7日) 前掲、田桓主編、146-147ページ。
- (29) 前掲「李德全訪日をめぐる日中関係」、波多野勝・飯森明子、3-4ページ。
- (30) 三団体代表発三団体連絡事務局宛電報(1953年2月21日着)「中共地区邦人引揚関係 中共引揚打合代表団派遣関係 第三巻」(K'7.1.3.1-2)49。
- (31) 「中共地区邦人引揚関係 引揚対策及び引揚者取扱関係」(K'7.1.3.1-1)1302-1307。
- (32) 厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会編『援護五〇年史』(ぎょうせい、1997年)、500ページ。
- (33) 前掲(K'7.1.3.1-2)345-346。
- (34) 「中共地域からの帰還者の海上輸送について」(1953年2月25日) 同上、360。
- (35) 結局、北京協定において三団体代表の乗船は義務化され、日本政府は代表団帰国後になし崩し的に協議了解を以ってこれを認めた。前掲(K'7.1.3.1-1)1341-1342。
- (36) 三団体代表発三団体連絡事務局宛電報(1953年3月3日着) 同上、124、224-225。
- (37) 「廖承志關於日僑回國談判情況給毛沢東の報告」(1953年2月24日) 前掲、田桓主編、145ページ。
- (38) 島津忠承「帰国交渉の思い出」(日本中国友好協会(正統)中央本部編『日中友好運動史』、青年出版社、1975年)、219ページ。
- (39) 中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会を中心として行われた遺骨送還事業については、第17回戦後外交記録公開(2002年12月24日)において関係資料が公開された。
- (40) 前掲、日本赤十字社編、284-285ページ。
- (41) 「中国紅十字会李德全会長關於日僑分批回國宣告截止の談話」(1953年10月30日) 前掲、田桓主編、160ページ。
- (42) 「中共地区邦人引揚関係 引揚概況」(K'7.1.3.1-3)549-551。
- (43) 呉学文・林連徳・徐之先『当代中日関係(1945-1994)』(時事出版社、1994年)、63-66ページなど。
- (44) 『第十九回国会衆議院引揚特別委員会会議録』(1954年3月2日)。
- (45) 外務省「中共関係戦犯釈放の交渉経緯」(1954年)「中共地区釈放『戦犯』引揚関係」(K'7.1.3.8)1006-1019。以下、断りのない限り本節における引用は本史料に拠る。
- (46) 「中国紅十字会と日本三団体關於商談日僑回國等問題的備忘録」(1954年11月3日) 前掲、田桓主編、168-171ページ。
- (47) 前掲(K'7.1.3.8)880-884。
- (48) 『第二十二回国会衆議院外務委員会会議録』(1955年7月16日)。

- (49) 前掲 (K'7.1.3.1) 613 614、615。
- (50) 「中華人民共和国外交部發言人關於日本政府提出所謂撤退留在我國大陸的日本人問題的聲明」1955年8月16日) 前掲、田桓主編、213 214ページ。
- (51) 田付駐ジュネーブ総領事沈平駐ジュネーブ中華人民共和國総領事宛電報 (1955年8月29日) 前掲 (K'7.1.3.1) 731L 733。
- (52) 沈平駐田付宛電報 (1955年11月5日) 同上、741 743。
- (53) アジア局第二課「当面の対中共政策 (第二次案)」(1955年9月12日)「日本・中共関係雑件 第二巻」(A'1.2.1.8) 1006 1021。
- (54) この時期、人民政府は対日賠償請求について明確な方針を決定していなかったという分析もある。詳しくは朱建栄「中国はなぜ賠償を放棄したか 政策決定過程と国民への説得」(『外交フォーラム』第49号、1992年)を参照されたい。
- (55) アジア局第二課「当面の対中共政策 (第五次案)」(1955年11月8日) 前掲 (A'1.2.1.8) 1052 1060。
- (56) この対中国政策の検討過程においても、日ソ交渉をめぐる「諸懸案棚上げ」方式による早期国交回復方針と「諸懸案優先」方針の対立と同様の構造を垣間見ることができる。詳しくは武田知己『重光葵と戦後政治』(吉川弘文堂、2002年) 257 258ページを参照されたい。また、1955年後半における外務省アジア局第二課(中国課)小川平四郎課長を中心とした対中国接近政策の立案については、陳肇斌『戦後日本の中国政策』(東京大学出版会、2000年) 152 160ページにも記述が見られる。
- (57) 「中国政府案に対するわが方の基本的態度」(作成月日不明) 前掲 (A'1.2.1.8) 1040 1041; 「中共提案に対するわが方のとるべき具体的措置」(作成月日不明) 同、1042; 「中共の提案の真意についての情勢判断」(1955年11月10日) 同、1039なども参照されたい。作成日不明の資料についてもその内容から11月上旬の作成と推測される。
- (58) 前掲 (K'7.1.3.1) 758の欄外書き込みを参照されたい。
- (59) 「中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会秘書長彭真和日本国會議員訪華団団長上林山栄吉的聯合公報」(1955年10月17日) 前掲、田桓主編、232 234ページ。
- (60) 「ORAL STATEMENT」(1955年11月25日) 前掲、(A'1.2.1.8) 270 274。
- (61) 浜松収容所事件とは、中国送還を希望する浜松収容所拘留華僑のうち、その一部が本人の意思に反して台湾へ強制送還されることに対して騒ぎを起こし、11月3日に華僑17名が逮捕されたものである。中国紅十字会はこの電報で事件調査と拘留華僑の中国送還について協力を求めた。詳細については、前掲、日本赤十字社編、261ページ及び高木武三郎『最後の帰国船』(鴻盟社、1958年) 172 213ページを参照されたい。
- (62) 中国紅十字会発三団体連絡事務局宛電報 (1955年11月6日着) 前掲 (K'7.1.3.1-1) 1406 1408。
- (63) 三団体連絡事務局発中国紅十字会宛電報 (1955年11月7日) 前掲 (K'7.1.3.1-3) 570L 594。
- (64) 翌1956年2月11日、中国外交部が第一次ジュネーブ交渉に関する往復書簡を公表し、日本政府に対して国交正常化交渉を呼びかけた背景には以上のような経緯があった。詳細については「中華人民共和国外交部關於中国政府建設中日兩國政府就促進中日關係正常化問題進行談判的公報」(1956年2月11日) 前掲、田桓主編、264 269ページ。
- (65) 井上益太郎日赤外務部長発中川融アジア局長宛電報 (1956年3月14日) 前掲 (K'7.1.3.1) 970 979。
- (66) 後述するように天津会議直前に中国紅十字会はこれを否認するが、この「北京了解」は井上によって赤十字国際連盟にも報告されている。井上発赤十字国際連盟宛電報 (1956年3月23日) 前掲 (K'7.1.3.1-3) 287。
- (67) 1955年3月1日に中国共産党中央政治局で採択された「中共中央の対日政策と対日活動に関する方針と計画」においては、在華邦人問題と日本人「戦犯」問題が関連づけて議論されるべきものであるとして同一のカテゴリーに含まれている。これについては、張香山(鈴木英司訳・構成)『日中關係の管見と見証』(三和書籍、2002年) 76 78ページを参照されたい。1955年末以降、人民政府が対日「戦犯」裁判と日本人「戦犯」釈放に向けた具体的な準備を開始したことも「人道交流」の新たな展開を睨んでのことであろう。
- (68) 「中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会關於理在押日本侵略中國戰爭中戰爭犯罪分子的決定」(1956年4月25日) 前掲、田桓主編、272 273ページ。
- (69) 中国紅十字会発三団体連絡事務局宛電報 (1956年5月29日)「天津会談ノート」『松井松次文書』、5ページ。なお、本稿で利用した『松井松次文書』は天津会議に随員として参加した故松井松次氏(日中友好協会総務部長)のご遺族から譲り受けた私蔵資料である。
- (70) 島津忠承日赤社長発李徳全中国紅十字会会長宛電報 (1956年6月13日) 前掲「天津会談ノート」、19 21ページ。なお、外務省起草の本電報原案は前掲 (K'7.1.3.1) 982、983 985、986 987を参照されたい。
- (71) 井上益太郎(木内利三郎記録)「帰国問題に関する中国紅十字会との天津会談」(1956年) 前掲 (K'7.1.3.1) 1005 1042。
- (72) 中国紅十字会発日赤及三団体連絡事務局宛電報 (1956年6月19日) 前掲 (A'1.2.1.8) 1105。
- (73) この「北京了解」否認をめぐる問題について、直接的にはないが、バーネットが中国外交に関する古典ともいえるその著作において、1955年末から56年春にかけての人民政府の対日政策の揺れを指摘している。

- A・ドーク・バーネット(鹿島守之助訳)『中共とアジア』(鹿島研究所出版会、1961年) 271-274ページ。
- (74) 詳細については、大澤武司「在華日本人『戦犯』の帰国 天津協定成立の経緯とその意義」(『社会科学研究所年報』第7号、中央大学社会科学研究所、2003年6月)を参照されたい。
- (75) 前掲、井上益太郎(木内利三郎記録)「帰国問題に関する中国紅十字会との天津会談」(1956年)、以下、断りのない限り本節における引用は本史料に拠る。
- (76) 前掲「天津会談ノート」、59ページ。
- (77) 周知の通り、人民政府による対日「戦犯」処理は国際社会及び将来の日中関係への影響を考慮した上で慎重な矯正手続き、法的手続きを経て「寛大」かつ「厳正」に実施されたが、この「戦犯」問題に対する日中間の温度差は大きく、日中友好を標榜していた「左翼系」民間団体すらもこのような中国側からの指摘を受けて初めて「戦犯」問題の本質を理解するに至った。
- (78) 「中国紅十字会和日本三団体会談的聯合公報」(1956年6月28日)、前掲、田桓主編、282-283ページ。なお、前掲、日本赤十字社編、171ページに引用されている「天津コミュニケ」においては、第3項の両国居留民の自由往来に関する包括的努力規定の後段の「日本赤十字社はこの問題につき意見を保留する」の一文が削除されている。
- (79) 中共中央文献研究室編『周恩来年譜1949-1976』上巻(中央文献出版社、1996年) 593ページ。
- (80) 「周恩来談話メモ」『松井松次文書』。なお、この詳細については伊藤武雄「松井さんと人民中国」(『松井松次追悼録』、松井松次先生追悼録刊行会、1983年) 110-117ページ。
- (81) 前掲(K'7.1.3.1) 1005-1042。
- (82) 前掲(K'7.1.3.1) 875-879。
- (83) 佐藤正二駐ジュネーブ総領事発沈平総領事宛電報(1957年5月13日)、同上、774-777。
- (84) 沈平発佐藤宛電報(1957年7月25日)、同上、778-779。
- (85) 日中貿易促進議員連盟編『日中関係資料集(一九四五-一九六六年)』(日中貿易促進議員連盟、1967年) 297-298ページ。
- (86) 前掲「李徳全訪日をめぐる日中関係」、波多野勝・飯森明子、13ページ。
- (87) 前掲(K'7.1.3.1) 1071-1080。
- (88) 同上。
- (89) 前掲、厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会編、68ページ。
- (90) 「中共の対外政策関係雑件 第一巻」(A'2.1.0.C(c)1) 44-89。
- (91) 本稿では触れなかったが、このような構造が同時期の日中民間経済交流においても観察されることを指摘しておきたい。
- (92) 天津協定によって帰国した元日本人「戦犯」が組織した中国帰還者連絡会は、1957年9月以来、民間団体として日中友好・反戦平和運動を展開してきたが、2002年4月の全国大会にて会員の高齢化を理由に解散を決定した。

(おおさわ・たけし 中央大学大学院)